

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和4年度報告)

山形県

1 被害防止計画の作成数、特徴等

市町村鳥獣被害防止計画の作成市町村は、令和5年9月末時点で、県内35市町村中34市町村となっている。
未作成は、県内の平坦地にある三川町のみであるが、三川町では過去に農作物被害が確認されていることから、今後も計画作成を働きかけ、県内全市町村での作成を目指す。

2 事業効果の発現状況

【評価対象市町村(被害防止計画満了市町村)】
 ・東根市では、本事業を活用した緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行い、今回目標を達成した。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・尾花沢市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援を行ったが、今回目標達成とならなかった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、環境整備についても一体的に対策を行うよう促したい。
 ・新庄市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援を行ったが、今回目標達成とならなかった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、捕獲技能向上のため取組みを行うよう促したい。
 ・最上町では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行い、今回目標を達成した。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・舟形町では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲、ICT等新技術実証などのソフト事業、柵設置を行い、今回目標を達成した。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・鮭川村では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援を行ったが、今回目標達成とならなかった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、環境整備についても一体的に対策を行うよう促したい。
 ・川西町では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業を行い、今回目標を達成した。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・飯豊町では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行ったが、今回目標達成とならなかった。今後は、被害の増加がみられた獣種にも対応した柵設置・捕獲活動の他、環境整備についても一体的に対策を行うよう促したい。
 ・鶴岡市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲、サル複合対策などのソフト事業を行い、今回目標を達成した。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・庄内町では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、柵設置を行い、今回目標を達成した。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。

【再評価対象市町村(昨年度に改善計画を作成)】
 ・中山町では、前年度の実績値より被害金額が増加となった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、捕獲技能向上のための取組みの継続を促したい。また、被害の実態に合わせた達成可能な目標値への見直しについても指導する。
 ・西川町では、前年度の実績値より被害が減少となった。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。また、被害の実態に合わせた達成可能な目標値への見直しについても指導する。
 ・長井市では、前年度の実績値より被害が減少となった。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。また、被害の実態に合わせた達成可能な目標値への見直しについても指導する。
 ・白鷹町では、前年度の実績値より被害が減少となった。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・遊佐町では、前年度の実績値より被害金額が増加となった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、被害防除、環境整備についても一体的に対策を行うよう促したい。また、被害の実態に合わせた達成可能な目標値への見直しについても指導する。

3 被害防止計画の目標達成状況

今回評価対象となった10市町村で金額・面積ともに目標達成率70%以上となった市町村は東根市、最上町、舟形町、川西町、鶴岡市、庄内町の6市町であった。残る尾花沢市、新庄市、鮭川村、飯豊町の4市町村については、令和3年度比では被害は減少しているものの、依然イノシシ等による被害が一定程度発生しており、目標達成率70%以上とならなかった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価		
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)							
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	令和2年度～令和4年度	ニホンザル イノシシ	緊急捕獲活動	ニホンザルR2 54頭 R3 13頭 R4 9頭 イノシシ R2 155頭 R3 219頭 R4 101頭	東根市猿被害対策連絡協議会	-		(1)緊急捕獲 鳥獣被害対策実施隊による緊急捕獲活動により、ニホンザルを76頭、イノシシを475頭捕獲した。 (2)侵入防止柵の設置 山中において、有害捕獲を行うとともに、圍場を囲うように侵入防止柵を設置したところ。設置前と比較しイノシシ及びニホンザルの食害が0%にまで皆減した。	ニホンザル	H30	R4	R4		H30	R4	R4		134.09	ニホンザル 本事業を活用し、緊急捕獲活動を実施したほか、侵入防止柵の設置による農作物被害対策による効果で捕獲数・被害額が減少し目標を達成できた。引き続き電気柵の設置の推進や緩衝帯の整備など、捕獲と環境整備を組み合わせた被害防除対策の推進に取り組む。また、群れの分散化または拡大に対応した広域的な柵等の整備を検討する。	1. ニホンザル ・個体数の増加等により群れが少数グループに分化拡大し、被害地域が拡大している。 ・人馴れが進み、人身被害の恐れが懸念される。 ・農作物への執着心が強く、被害の内付近の里山に一定期間定住化する傾向がみられる。 ・6月～11月にかけて中山間地域を中心として被害が多く、生産意欲の低下をまねき、耕作放棄地が増加の傾向にある。 ※捕獲によって1群1群の構成は小さくとも捕獲により、群れが分化して遊動域が大きくなり複数群で被害が発生している可能性があります。GPS発信機を装着すれば確認できます。(山形市では2カ所で大型の畜により群れの半分ほどの個体を捕獲したことで複数の群れが被害が発生している可能性が有ります。) ・個体数は減っても被害が増加することもあり得ます。出現頻度が高くなって人を怖がらなくなり被害発生地区で長期滞在することが知られています。(栃木県の日光地域でも40年前から確認されています。)	鳥獣交付金を活用し、鳥獣被害対策実施隊による緊急捕獲や侵入防止柵の整備を行っており、効果的な取り組みがなされている。 ニホンザルについては長年の取り組みにより被害額、被害面積とも目標を上回って削減出来ており、実施隊、地域住民による日頃からの取り組みが奏功しているものと考えられる。引き続き地域ぐるみの取り組みの継続を期待します。 鳥類についてもいずれも被害金額、被害面積が減少しており、これまでの取り組みが被害削減につながったものと考えられる。 ハクビシンについては、被害金額、被害面積とも増加しているが、果樹地帯である同市で空き家の増加等の要因があり、対策の難しい獣種である。 当面はハウスへの侵入防止策を農業者に啓発し、農業被害拡大防止に取り組むことが重要と考えられる。 ツキノワグマについては、被害金額、被害面積とも率にすると大幅に増えてはいるが、集落近辺に現れる個体が数頭増えたことによる増加と考えられる。実施隊による捕獲・追払い活動を粘り強く行うことが重要と考えられる。 県では引き続き被害防止計画に基づく取組を支援するとともに、特に課題となっている獣種については、他の地域における成功事例を共有するなどさらなる取り組みの強化に向けた支援等を行っていく。
										ニホンザル	1818.9	1637	1242.2	317.04	8.73	7.85	7.55	91				
		カラス	3210.8	3050.2	2731.2	298.63	185.79	176.5	145.4	434.77	イノシシ 本事業の緊急捕獲活動による捕獲頭数の増加や電気柵の設置により、一定の効果は得られているものの、生息域の拡大及び個体数の増加が著しく、被害額・被害面積が目標に若干及ばなかった。また、電気柵が未設置の樹園地において樹体の振り返などの被害が増加しており、引き続き電気柵の設置の推進や緩衝帯の整備など、捕獲と環境整備を効果的に組み合わせた被害防除対策の推進に取り組む。											
		スズメ	4246.4	4034	3688.9	262.48	135.4	128.63	95.43	590.40	2. カラス・スズメ・ムクドリ ・おうとうやりんご等の果樹園地帯において被害が多くみられ、主に収穫間近の果実が被害に遭っている。 ※ハウスでの被害は完全に侵入を防止することが重要である。 ※鳥による被害は継続的(毎年発生)に発生する傾向にあります。対策は被害対策としては天井にも防護ネットを覆うことが効果的です。積雪期に防護ネットに負担が掛からない方法を工夫すると鳥害に対して効果的です。											
		ムクドリ	1834.3	1742.5	1263.9	621.35	108.89	103.44	83.7	462.20	3. イノシシ ・個体数が著しく増加しており、東部の中間地域での被害が拡大している。 ・水田において踏み荒らし、中山間地域においては工芸作物被害が増加している。 ※生産地を深い溝で囲うことでイノシシの侵入を防ぐことが有効です。											
		イノシシ	631.9	568.7	606	40.98	9.91	8.91	9	91	4. ハクビシン ・市内全域において、果樹を中心に農作物被害が増加しており、農作物被害を中心とした樹体及び果実への被害が発生しているが、警戒心が強く捕獲に日数を要し見回りが等捕獲従事者の負担が大きい。近年では集落付近での出没が発生していることから人畜への被害が懸念されており、引き続き追払い・トロールの強化・箱罠を活用した捕獲活動の実施・捕獲従事者の確保や緩衝帯の整備等に加えて、侵入防止柵の普及推進に取り組む。											
		ハクビシン	451	428.4	532	-358.41	3.7	3.51	12.7	-4736.84	5. ツキノワグマ ・東部の中山間地域において、おうとうやもも等の果樹を中心とした樹体及び果実への被害が発生している。 ・近年は集落付近での出没が多発しており、人畜の危害発生が懸念される。 ※他の鳥獣の被害対策と同じように生産地の侵入を防止することが重要である。 被害対策は確実に成果を上げる対策が必要だと考えます。 結果的に果樹園などに被害を出す鳥獣を誘引しないよう行うことが重要である。											
		ツキノワグマ	47	44.6	130	-3458.33	0.4	0.38	0.7	-1500	6. 共通 鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動及びトロール・追払いと農作物被害者を中心とした侵入防止柵の設置により、被害が減少している。引き続き、定期的にトロール・追払い活動を実施するとともに、侵入防止柵の普及拡大に取り組んでいく。 また、追払い用火火による追払いや緩衝帯の整備・放任果樹の除去など被害者等が自ら自衛する体制の意識高揚を図っていく。 なお、実施隊隊員の高齢化により担い手不足が生じており、狩猟免許取得志向者への支援拡充による担い手確保を図っていく。											
		合計	12240.3	11505.4	10194.2	278.42	452.82	429.22	354.48	416.69	ワイロドライブ・ワークショップ 獣医師 東 英生											

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価			
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)								
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率		
尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会	尾花沢市	令和2年度～令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン カワウ サギ類 ニホンジカ カラス	有害鳥獣捕獲	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動の実績 クマ13頭 イノシシ1頭 捕獲活動の従事者数 R2:288人 R3:276人 R4:246人 捕獲わなの整備 くくりわな20基 安全講習会の実施 	尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会	R5.1.24～			<p>(1)有害捕獲 有害捕獲の実施によりクマ13頭、イノシシ1頭を捕獲した。</p> <p>(2)被害防除 鳥獣被害対策実施隊による追い払い活動及び住民の意識の向上によりニホンザルによる被害が減少した。 ニホンザルについては、実施隊はもとより住民も追い払いが重要であることを認識し、実践した結果、被害が大幅に減少した。</p>	ニホンザル	H30	R4	R4		H30	R4	R4		被害対策の実施と啓発普及の活動により、農地を守る取り組みをそれぞれが行うように意識が広がったため、ニホンザルの被害金額は減少した。しかし、鳥獣の生息域拡大によりこれまで被害のなかった地域で新たに被害が確認されており、実施隊による広域的な活動が必要である。 ツキノワグマ、イノシシの被害が増えていることから、関係者と協議して捕獲、追い払いの強化が必要。 カワウに関しては、地元漁協と連携しながら追い払い等を行っており、被害低減に繋がった。 令和5年度は、特に、被害が増加傾向にあるイノシシへの対策を強化すべく、さらなる捕獲活動の実施や捕獲のためのくくりわなの整備を進める。	特にイノシシの捕獲が困難である状況を打破するための取組が期待される。イノシシの捕獲に成功している自治体では、ジビエとして活用することで捕獲のモチベーションとなっている。地域ぐるみの取り組みで有効に捕獲することを期待したい。	ワイldrドライブワークショップ 獣医師 東 英生 氏	鳥獣交付金を活用して、鳥獣被害対策実施隊の活動を支援しており、ニホンザルに対しては追い払い活動による被害防除が功を奏しておりニホンザルによる被害額が大幅に減少した。また、被害軽減についての農業者の意識も定着してきているものと考えている。 しかしながら、イノシシやツキノワグマに関しては、生息域の拡大が懸念されており、被害も増加している状況にある。これらへの対策は、これまで実施隊による捕獲活動や個々の農家単位での罠設置等の対策が行われているが、まだ十分効果的な対策の実現に至っていないと考えられる。今後は、被害防除や生息環境管理に係る農家の各個人単位での対策を、地域ぐるみでの対策へと充実・拡大していくよう、地域ぐるみでの意識啓発が重要と考えられる。 次年度の再評価に向けて、ニホンザルの被害対策を引き続き実施すると共に、被害が増加傾向にあるイノシシやツキノワグマへの対策を推し進めるため、捕獲技能向上のための講習会の実施や地域全体としての総合的な対策を進められるような体制整備等について指導を行う。
											ツキノワグマ	28	22.4	33.5	-98.21	0.03	0.027	0.06	-1000.00				
											イノシシ	4.3	3.9	61	-14175.00	0.003	0.0027	0.68	-225666.67				
											ハクビシン	-	-	-	-	-	-	-	-				
											カワウ	210	100	0	190.91	-	-	-	-				
											サギ類	60	30	0	200.00	-	-	-	-				
											ニホンジカ	-	-	-	-	-	-	-	-				
											カラス	-	-	1.7	-	-	0.002	0.002	-				
											合計	401	245	112.1	185.19	0.133	0.1217	0.902	-6805.31				
											新庄市鳥獣被害防止対策協議会	新庄市	令和2年度～令和4年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン	有害鳥獣捕獲	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲わなの購入 R2:箱わな2基 有害捕獲に係るパトロール等の日数 R2:115日 R3:157日 R4:118日 安全技術射撃講習会等への参加 R2:36名 R3:38名 R4:37名 捕獲頭数 R2:イノシシ 3頭 R3:イノシシ 11頭 R4:ツキノワグマ 2頭 :イノシシ 4頭 :ニホンジカ 1頭 :ハクビシン 4頭 	新庄市鳥獣被害防止対策協議会	R2:箱わな2基 R2:7～					
イノシシ	2	1	0	200.00	0.05	0.02	0	166.67															
ニホンジカ	0	0	0	-	0	0	0	-															
ニホンザル	0	0	0	-	0	0	0	-															
ハクビシン	-	-	-	-	-	-	-	-															
合計	2	1	2.4	-40.00	0.05	0.02	0.02	100.00															

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額(万円)				被害面積(ha)						
										対象鳥獣	基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値			
飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	令和2年度～令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ カワウ サギ類 イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン カラス	有害鳥獣捕獲	・実施隊による捕獲活動 R2:1.220時間 R3:968時間 R4:1.080.6時間 ・イノシシ捕獲 R2:くくり罠18本 電気止刺1セット R3:くくり罠1 15本 くくり罠2 15本	飯豊町鳥獣被害対策協議会	・イノシシ捕獲 R2.7.30～ R4.3.25～			(1)有害捕獲 捕獲わなの拡充により、3頭捕獲した。 (2)被害防除 地域住民による追払い活動、有資格者による捕獲活動を実施することにより、農作物被害を軽減することができた。 ・くくり罠捕獲講習会 猟具の使用に係る知識に精通している講師を招き、鳥獣被害対策に係る正しい知識を身につける機会を設け、意識啓発に繋がった。 (3)緊急捕獲 鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ捕獲活動により7頭捕獲した。 (4)侵入防止柵の設置 有害捕獲を行うとともに、広域電気柵を設置。進入路となる河川や道路にくくり罠及び箱ワナを設置。これらの取組により、広域電気柵設置圃場における、被害量は100%減少となった。	カラス	H30	R4	R4		H30	R4	R4		
											ニホンザル	83.4	66.7	0	499.40	0.08	0.064	0	500.00	
											ツキノワグマ	55.5	44.4	8	427.93	0.07	0.056	0.51	-3142.86	
											カワウ	0	0	0	-	0	0	0	-	
											サギ類	0	0	0	-	0	0	0	-	
											イノシシ	3.4	2.7	17.4	-2000.00	0.03	0.024	0.02	166.6666667	
											ニホンジカ	0	0	0	-	0	0	0	-	
											タヌキ	1	0.8	0	500.00	0.04	0.032	0	500	
											ハクビシン	0	0	0	-	0	0	0	-	
											カラス	0	0	0	-	0	0	0	-	
合計	143.3	114.6	25.4	410.80	0.22	0.176	0.53	-704.55												
鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会	鶴岡市	令和2年度～令和4年度	カラス カルガモ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲	・ニホンザル行動範囲調査業務 R2:GPS発信機2基、LT発信機1基 個体数カウント、GPSダウンロード R3:GPS発信機1基、LT発信機3基 個体数カウント、GPSダウンロード R4:GPS発信機1基、LT発信機2基 個体数カウント、GPSダウンロード ・捕獲用具の購入 R2:イノシシ捕獲用くくりわな 20基 R3:イノシシ捕獲用箱わな 5基 ニホンザル捕獲用箱わな 5基 イノシシ・ニホンザルとめ刺し器 1基 R4:イノシシ捕獲用くくりわな 20基	鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会	・GPS発信機、LT発信機 R2.10.2～ R3.8.23～ R4.11.11～ ・捕獲用具 R3.3.29～ R4.3.29～			(1)有害捕獲 加害性の高いニホンザルの群れに発信機を装着し、捕獲に向けた行動範囲や頭数の調査を行った。 また捕獲わなを拡充させ、鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動を支援した。 (2)被害防除 6月～11月の間、市全域を2人組・5班体制により、3年間で計853日の被害調査及び追払い活動を実施した。 (3)サル複合対策 ニホンザルによる被害を特に防止するため、ニホンザルを対象とした被害調査及び追払い活動を実施した。 (4)緊急捕獲 鳥獣被害対策実施隊によるニホンザル、イノシシ、ニホンジカの緊急捕獲活動を行った。	カラス	H28～ H30の平均値	R4	R4		H28～ H30の平均値	R4	R4		
											カルガモ	1163.1	1040	290.3	709.02	6	5.4	3.36	440.00	
											ニホンザル	83.2	70	4.4	596.97	0.9	0.8	0.04	860.00	
											ツキノワグマ	1203.5	1080	592.3	494.90	6.1	5.5	3.98	353.33	
											ハクビシン	67.7	60	57.7	129.87	0.6	0.5	0.52	80.00	
											イノシシ	270.1	240	60.9	695.02	1.2	1.1	0.64	560.00	
											ニホンザル	34.2	30	391.2	-8500.00	0.4	0.4	3.56		
											ツキノワグマ	0	0	0	-	0	0	0	-	
											シカ	0	0	0	-	0	0	0	-	
											合計	2821.8	2520	1396.8	472.17	15.2	13.7	12.1	206.67	

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価								
										被害金額(万円)				被害面積(ha)														
										対象鳥獣	基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率							
【再評価】 白鷹町鳥獣対策協議会	西置賜 郡白鷹 町地内	令和元 年度～ 令和4 年度	ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンザル カラス ヒヨドリ カワウ サギ	①侵入防止 柵の設置	①電気柵(県・市単独ノクマ) R1 1,450m 県モデル事業 750m 町単独事業 700m R2 4,180m 県モデル事業 800m 町単独事業 3,380m R3 3,980m 県モデル事業 1,500m 町単独事業 2,480m ②電気柵(交付金・イノシシ) R3 6,500m×2段張 R4 6,000m×2段張	白鷹町鳥獣被害 対策実施隊	②電気柵(交付 金) R3.9.6 R4.8.23		①侵入防止柵の設置 ・果樹や飼料作物を中心としてツキノワグマによる農作物被害が多発していたため、被害防止のための侵入防止柵の普及を進め、ツキノワグマを対象鳥獣とした電気柵については、約4,000m/年の規模の整備を行っている。イノシシを対象とした広域電気柵については、交付金を活用しながら整備を行っており、整備した圃場においては、被害が0%にまで皆減した。 ②有害捕獲活動 ・被害防除対策により被害を抑えることの難しい個体については、実施隊による捕獲活動を実践し、安定した捕獲実績により、農作物被害軽減に繋げることができている。 ・カラス等の鳥類については、カラス檻の設置、銃による駆除を実践したが、捕獲に至らなかった。	ツキノワグマ	H29	R3	R4		H29	R3	R4											
										カラス	169.7	152.7	145	145.3	10	9	8.9	110.0										
										ヒヨドリ	65	58.5	58	107.7	3.5	3.15	3	142.9										
										ハクビシン	102	91.8	10	902.0	2.5	2.25	2	200.0										
										イノシシ			20				0.2											
										タヌキ			-				-											
										ニホンザル			-				-											
										ニホンジカ			-				-											
										カワウ	553	498	0	1005.5			-											
										合計	1255.7	1130.4	478	620.7	17.4	15.66	15.1	132.2										
										【再評価】 遊佐町鳥獣被害 防止対策協議会	遊佐町 全域	令和元 年度～ 令和4 年度	ツキノワグマ ハクビシン ハンフトガラ ス ハンボソガラ ス イノシシ ニホンジカ	有害捕獲	・捕獲実績 R1 ツキノワグマ2件 R2 ツキノワグマ8件 R3 ツキノワグマ1件 R4 ツキノワグマ1件 ・実施隊捕獲活動 R1 175時間 R2 248時間 R3 151時間 R4 414時間	遊佐町鳥獣被害 防止対策協議会	-		○有害捕獲 町内でツキノワグマ等による被害が発生していることから、鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行った。 有害捕獲の実績としては、ツキノワグマを12頭捕獲した。イノシシに対しては箱わな、くくりわなを設置し対応にあたったが、捕獲までは至らなかった。	ツキノワグマ	H29	R3	R4		H29	R3	R4	
										ツキノワグマ	0.50	0.30	3.5	-1500.00	0.010	0.007	0.35	-11333.33										
										ハクビシン	18.80	13.10	21.2	-42.11	0.510	0.350	0.59	-50.00										
ハンフトガ ラス ハンボソガラ	12.40	8.60	19.5	-186.84	0.290	0.200	0.29	0.00																				
イノシシ	-	-	10.0	-	-	-	0.15	-																				
ニホンジカ	-	-	10.0	-	-	-	0.09	-																				
合計	31.70	22.00	64.2	-335.05	0.810	0.557	1.47	-260.87																				

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価	
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)						
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率
山形県	県内全域	令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン	広域捕獲活動(有害捕獲) 新技術実証・普及活動 人材育成活動	<広域捕獲活動支援事業(イノシシ)生息状況調査> 市町村からの要望を受け、市町村境をまたいで移動するイノシシによる農作物被害防止のための個体数調整を行うにあたり、捕獲計画を策定するための生息状況調査を実施。 <鳥獣被害対策指導者養成研修> 別添1のとおり <地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> 別添2のとおり <イノシシへの被害防除意識醸成に向けた研修会> 別添3のとおり	-	-	-	<広域捕獲活動支援事業(イノシシ)生息状況調査> イノシシに係る広域捕獲計画を策定するための基礎資料として生息状況が把握できた。令和5年度では、調査結果を基に捕獲計画を策定し、広域捕獲活動を実施する。 <鳥獣被害対策指導者養成研修> 市町村担当者、県関係者、市町村鳥獣被害対策実施隊員、農業者団体担当者等を対象に、電気柵設置の指導方法についての実技研修や被害対策の座学講習を実施したところ、延べ224名の受講があった。 <地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> モデル地区を県内2か所に設定し、地域ごとに異なる被害対策の悩みに対応した研修を実施した。専門のアドバイザーを派遣して、地域をフィールドとして、集落環境点検から侵入防止柵の設置に至るまで、総合的な対策を行った。知識の実践として、鳥獣被害対策指導者養成研修の受講生も活動に参加した。住民が主体となった鳥獣被害防止対策の成功事例を作り、2月の成果報告会で他地域に事業内容を普及した。 <イノシシへの被害防除意識醸成に向けた研修会> 農作物被害が始めて間もない地域、イノシシに対する被害防除対策が確立されていない地域を対象として、令和2年度から新たに被害対策アドバイザーを派遣し、被害防除意識(自助・共助)を醸成するための研修会を9地区で開催し、基本的な被害対策の知識・技術の習得や地域で行う放棄果実除去、草刈り、緩衝帯整備等の対策の有効性を広く周知した。 <最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証> 実施地区を県内3か所に設定し、ドローン技術(AI技術による画像診断、赤外線カメラによる生息状況調査)を活用し、集落環境点検及び生息状況調査、捕獲通報システムによる捕獲活動検証の他、地域住民が主体となって対策を考える研修会を開催した。2月の成果報告会で他地域に事業内容を普及した。	-	-	-	-	-	-	-	-	<広域捕獲活動支援事業(イノシシ)生息状況調査> イノシシに係る広域捕獲計画を策定するための基礎資料を得ることができ、令和5年度からの広域捕獲活動の実施に繋がった。 <鳥獣被害対策指導者養成研修> 県内全域からの受講があり、地域における指導者の養成に資することができた。今回、研修の対象とする獣類を拡充し、実技講習に関しても対象とする対策を拡充したことから、参加者はより幅広い知識・対策について理解を深めることができた。 <地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> 令和4年度はモデル地区を2地区に取り組みを行い、広く普及することができた。また、成果報告会で他地域に成功事例を普及した。 <イノシシへの被害防除意識醸成に向けた研修会> 農作物被害が始めて間もない地域において、基本的な被害対策の知識・技術の習得や地域ぐるみで行う被害防除や環境管理の有効性を普及した。 <最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証> 実施地区を県内3か所で取り込みを行い、成果報告会で他地域に事業内容を普及した。			

- 注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

今回評価対象となった10市町村のうち、金額・面積両方で目標を達成できたのは6市町であった。目標を達成できなかった市町村について、主たる要因としては生息数及び範囲を拡大するイノシシ被害によるもので、特に柵設置などの対策がなされていない地区での被害が目立ったことから、広範囲の侵入防止柵の設置などの被害防除対策を中心に生息環境管理や捕獲対策を組み合わせ、総合的な対策の優れた取組みの普及・推進について各市町村へ呼びかけていく。

別記様式第8号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にかかる指導内容	事業実施主体等が行っている維持管理方法	事業実施主体等における維持管理状況	都道府県における点検・指導状況	その他
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	津河沢地区	R3.3.1	電気柵6段 L=2,400m	15,290,000	6,459,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	日塔地区	R3.12.20	電気柵6段 L=1,943m	15,906,000	7,480,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	北裏・堂ノ前地区	R3.12.20	電気柵6段 L=1,234m	10,230,000	4,801,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	行沢地区	R5.2.14	金網柵+電気柵6段 L=600m	5,302,000	2,549,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	小池山地区	R5.2.14	金網柵+電気柵6段 L=611m	5,617,700	2,596,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	黒鳥・田の迫地区	R5.2.14	①金網柵+電気柵6段 L=788m ②金網柵 L=765m	11,825,000	5,612,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
東根市猿被害対策連絡協議会	東根市	蛇木地区	R5.2.14	金網柵+電気柵6段 L=800m	6,939,900	3,399,000	設置後は被害なし		設置時に説明会を開催、資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	月一回程度、電気柵の稼働状況の確認(電圧測定、見回りなど)の指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
最上町鳥獣被害防止対策協議会	最上町	志茂地区	R3.9.3	電気柵 L=1180m 高さ:2段	382,371	382,371	設置後は被害なし		電気柵の安全確保についての安全講習を実施。	設置時の維持管理方法の指導 巡回による確認	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
最上町鳥獣被害防止対策協議会	最上町	富澤地区	R3.9.3	電気柵 L=1192m 高さ:2段	366,141	366,141	設置後は被害なし		電気柵の安全確保についての安全講習を実施。	設置時の維持管理方法の指導 巡回による確認	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
舟形町鳥獣被害防止対策協議会	舟形町	堀内地区	R3.9.13	電気柵(2段) L=1,700m	540,100	530,000	設置後は被害なし		設置時に納入業者より、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	設置時の講習会に順次適切に維持管理がなされているか、年数回程度点検や指導を実施	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
舟形町鳥獣被害防止対策協議会	舟形町	富田地区	R4.8.29	電気柵(3段) L=3,700m	1,554,000	1,554,000	設置後は被害なし		設置時に納入業者より、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	設置時の講習会に順次適切に維持管理がなされているか、年数回程度点検や指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	中津川(川内戸)地区	R3.9.5	電気柵(3段) L=4,628m	1,053,932	1,053,932	設置後は被害なし		電気柵の安全確保についての安全講習を実施。	設置時の維持管理方法の指導 巡回による確認	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	高峰(中通)地区	R3.9.14	電気柵(3段) L=3,730m	864,589	864,589	設置後は被害なし		電気柵の安全確保についての安全講習を実施。	設置時の維持管理方法の指導 巡回による確認	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にかかる指導内容	事業実施主体等が行っている維持管理方法	事業実施主体等における維持管理状況	都道府県における点検・指導状況	その他
飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	中津川(高造路)地区	R4.10.17	電気柵(3段) L=1,300m	338,140	338,140	設置後は被害なし		電気柵の安全確保についての安全講習を実施。	設置時の維持管理方法の指導 巡回による確認	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
庄内町鳥獣被害防止対策協議会	庄内町	立谷沢地区	R4.8.8	・電気柵 ・1.1km	231,000	231,000	設置後は被害なし		電気柵の安全確保について(危険表示板の掲示など)指導を実施した。	・水稲管理と合わせ、侵入防止策に異常がないか点検を実施 ・適宜草刈りを実施	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
【再評価】 西川町鳥獣被害防止対策協議会	西川町	岩根沢地区	R4.8.22	電気柵 L=2,500m	733,128	657,000	設置後は被害なし		設置開始時に立ち会い、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	地区住民に年1回以上点検を行うよう指示し、点検結果記載した管理簿を確認した結果、不備があれば指導を実施。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
【再評価】 長井市有害鳥獣対策協議会	長井市	伊佐沢地区	R4.9.14	電気柵 L=38,473m	11,447,150	11,447,150	設置後は被害なし		講習会を開催し、設置時や管理する上での注意点について指導した。	適切に維持管理がなされているか、年一回点検を行う。	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
【再評価】 白鷹町鳥獣対策協議会	白鷹町	白鷹町畔藤地内 杉沢地区	R3.9.6	電気柵 6,500m×2段張	1,483,900	1,483,900	設置後は被害なし		講習会を開催し、設置時や管理する上での注意点について指導した。	事業実施地区区内で侵入防止柵の維持管理体制を維持し、電気柵が適切に機能するため設置状況、通電状況について定期的に確認を実施	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	
【再評価】 白鷹町鳥獣対策協議会	白鷹町	畔藤地区	R4.8.23	電気柵 6,000m×2段張	1,540,000	1,540,000	設置後は被害なし		講習会を開催し、設置時や管理する上での注意点について指導した。	事業実施地区区内で侵入防止柵の維持管理体制を維持し、電気柵が適切に機能するため設置状況、通電状況について定期的に確認を実施	補修等なし	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用にあたっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和5年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵が無いことを確認している。	